

# 第23回期 第9回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 平成30年3月15日(木) 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員11人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
同	8番	八旗 正紀

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	小宅 正一
同 (同)	我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)	関根 榮治
同 (中根松)	江田 利光
同 (大草)	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	小室 勝弘
同 (染)	川音 光平
同 (小貫・太田輪)	八木沼 進
同 (山白石)	佐藤 博
同 (同)	圓谷 広行

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画の作成に対する決定について 14件

議案第20号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積(下限面積)  
の設定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 岡部 真

主 査 木谷 裕人

## 7. 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	<p>ただいまから第9回浅川町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>あらためまして、こんにちは。第9回の浅川町農業委員会総会を招集しましたところ、いつものように大変お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございました。今日の天気を見ると分かるように、一時期の寒さはどこにいったのかというような天候でございます。昨日今日と20度を超えるような天気ということで、3月中旬としては珍しいのかなと思っておりますし、農家の方もそろそろ動き始まるのかなと思っております。それでも暑さ寒さも彼岸までといえますので、まだまだ寒暖の差が激しい時期でございますし、今日もマスクを掛けていらっしゃる方もおりますが、花粉がかなり舞っているような状況でございますので、体調管理には十分注意していただいて全員で活動していきたいと思っております。</p> <p>本日の議案は2件でございます。農地利用の集積関係で、委員の中に大きく面積を確保している方がございましてその議案もございまして、議事参与の関係で一時退席していただくようになりますので、ご協力の程よろしく願いたいと思います。また、農地の取得に関しての下限面積の設定につきましても年に1回協議することとなっておりますので、この件につきましてもよろしく願いたいと思います。いつものように公平なおかつ慎重なご審議をお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日の農業委員の出席は10名中10名です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第9回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。なお、推進委員の出席は11名中11名でございます。</p> <p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。</p> <p>浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
会 長	<p>異議なしと認め、9番、大河内一二委員、1番、會田陽子委員を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の木谷主査を指名いたします。</p> <p>日程第3、議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p>
会 長	皆様にお諮りいたします。

<p>会 長</p>	<p>議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条について、今回は案件が非常に多くなっておりありますが①から③、④と⑤、⑥から⑧、⑨から⑫、⑬と⑭については、それぞれ関連がありますので、それぞれを一括して審議したいと思いますがご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、議案の審議に入りたいと思いますが、農業経営基盤強化促進法第18条①から③において、[ ]が借受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席させていただきます。</p> <p>( [ ] 退室)</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より①から③の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>被設定人の [ ]さんは、皆様ご存じのとおり [ ]で、また認定農業者であります。人・農地プランにおいても、今回の見直しにおいて [ ]の担い手として名前があげられております。設定人の [ ]さん、 [ ]さん、 [ ]さんはいずれも [ ]の方で、今回利用権を設定しようとする農地はこれまでも [ ]さんが作付けをされており、 [ ]さんにつきましては期間満了による再設定となります。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、一つ目、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。二つ目、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。三つ目、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定については何ら問題ないと思われまます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>続いて、この集積計画①から③に対して小貫・太田輪地区推進委員の八木沼委員の意見を求めます。</p>
<p>八木沼委員</p>	<p>はい。小貫・太田輪地区推進委員の八木沼です。</p> <p>[ ]さんは、以前より地域の農地の集積に力をいただいております。これからも遊休農地が増える可能性がありますので、こういう方に頑張っていただきたいと思っておりますので、皆様のご審議お願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条①から③について、質疑ございませんか。</p>

<p>会 長</p>	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①から③について、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①から③については決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、[REDACTED]に対する議事参与制限を解除します。</p>
<p>会 長</p>	<p>([REDACTED] 着席)</p> <p>[REDACTED]に報告します。議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条①から③については、計画のとおり決定されました。</p> <p>次に、事務局より④および⑤の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>被設定人の[REDACTED]さんは認定農業者であります。人・農地プランにおいても、今回の見直しにおいて大草地区の担い手として名前があげられております。設定人の[REDACTED]さん、[REDACTED]さんはご兄弟であり、いずれも現在は町外に在住しております。今回利用権を設定しようとする農地は期間満了による再設定となっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、先ほども申しました3つの要件いずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>続いて、この集積計画に対して大草地区推進委員の佐川光一委員の意見を求めます。</p>
<p>佐川委員</p>	<p>はい。</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたとおり、今回の利用権の設定を受ける[REDACTED]さんにつきましては、認定農業者であります。[REDACTED]さんの現在の農業経営状況からみて、基盤法第18条第3項第2号のいずれも満たしていると思われます。今回の集積計画は問題ないものと考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条④および⑤について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画④および⑤について、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画④および⑤については決定いたします。</p> <p>次に、事務局より⑥から⑧の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>はい、説明申し上げます。</p> <p>被設定人の■■■■さんは、■■■■さんの息子さんです。11月の総会において■■■さんより経営移譲を受け認定農業者になりました。また、人・農地プランにおいても今回の見直しにおいて大草地区の担い手として名前があげられております。今回の利用権設定は、■■■■さんが平成27年に10年間の利用権設定をしていたもので、経営移譲に伴い解約されたため残期間について■■■さんの名前で設定するものです。設定人のうち⑧については、■■■■さんが亡くなられたため相続人の■■■■さんに変更となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、3要件いずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>続いて、この集積計画に対して大草地区推進委員の佐川光一委員の意見を求めます。</p>
佐川委員	<p>はい。</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたとおり、今回利用権の設定を受ける■■■■さんは、先ほど申しあげました■■■■さんと同様認定農業者であります。■■■■さんの現在の農業経営状況からみて、基盤法第18条第3項第2号のいずれも満たしていると思われ、今回の集積計画は問題ないものと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条⑥から⑧について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画⑥から⑧について、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>

<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画⑥から⑧については決定いたします。</p> <p>次に、⑨から⑫については、[ ]が借受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>( [ ] 退室)</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より⑨から⑫の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、説明申し上げます。</p> <p>被設定人の[ ]さんは、皆様ご存じのとおり[ ]です。また認定農業者であり、人・農地プランにおいても[ ]担い手として名前があげられております。設定人は[ ]の[ ]さん、現在は白河市在住ですが元々[ ]であった[ ]さん、同じく[ ]さん、それから里白石出身で現在は東大畑にお住まいの[ ]さんの4名となります。今回利用権を設定しようとする農地は、いずれもこれまで[ ]に利用権設定されていたもので、期間満了による再設定となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である3要件いずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>続いて、推進委員の意見を求めたいと思いますが、推進委員は自身の地区についてしか意見を述べられないこととされておりますので、この集積計画のうち[ ]分につきましては、[ ]への集積ですので意見を省略し、⑨と⑩の[ ]分の集積、⑫の[ ]分と[ ]分の集積について、それぞれの推進委員より意見をいただきたいと思ひます。まず、石塚隆晴委員より意見をお願いします。</p>
<p>石塚委員</p>	<p>はい。浅川地区担当推進委員、石塚です。</p> <p>事務局から説明がありましたとおりで、今回の集積計画は問題がないものと考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、小宅正一委員より意見をお願いします。</p>
<p>小宅委員</p>	<p>はい。里白石・福貴作推進委員の小宅です。</p> <p>[ ]の田および[ ]の田、利用権の設定を受けるものは[ ]、[ ]。利用権の設定をする者は[ ]、[ ]。設定期間10年。平成30年月より平成40年3月31日まで。作物名水稻、10a当り玄米30キロ。事務局からの説明とおり、今回の申請は問題ないと考えております。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、佐藤博委員より意見をお願いします。</p>

佐藤委員	<p>はい。山白石地区推進委員の佐藤です。</p> <p>本議案につきましては、設定期間満了に伴う期間の再設定ですので、問題ないものと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条⑨から⑫について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画⑨から⑫について、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画⑨から⑫については決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>に対する議事参与制限を解除します。</p> <p>(<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>着席)</p>
会 長	<p><span style="background-color: black; color: black;">                    </span>に報告します。議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条⑨から⑫については、計画のとおり決定されました。</p> <p>次に、事務局より⑬および⑭の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>はい、説明いたします。</p> <p>被設定人の<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんは、箕輪の認定農業者であります<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんの息子さんです。今回、議案にはかけられておりませんが、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんは先月の八<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんと同様、新規就農者として農業次世代人材投資資金の支援を受けるため、青年等就農計画の認定を受けることを希望されております。農業次世代人材投資資金を受けるためには、経営する農地の利用権が設定されていることが必要となっているため、今回利用権を設定することとなったものです。設定人は、父の<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんおよび同じ箕輪地内の<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんで、計2件で畑2筆の4,554㎡となり、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんの畑についてはこれまでも相対で貸し借りが行われており、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんが耕作されていた農地であるとのことで、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんと<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>さんの賃借料については浩美さんが建てたハウス分を含めた設定となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である3要件いずれも満たしていると認められ、利用権設定は問題ないと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>続いて、この集積計画に対して箕輪・袖山地区推進委員の関根榮治委員の意見を求めます。</p>

関根委員	<p>はい。</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたとおりでございます。今回の集積計画は何ら問題ないものと考えますので、よろしくお願いたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条⑬および⑭について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画⑬および⑭について、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画⑬および⑭については決定いたします。</p> <p>次に、議案第20号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積（下限面積）の設定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局長	<p><b>【議案朗読】</b></p> <p>続きまして、説明を申し上げます。</p> <p>先月の総会において、農地法第3条の規定による下限面積の設定について1年に1度審議することとされているため、今回議案にかかる旨お知らせさせていただきました。この下限面積については、農地法の中では一律50アールとされておりますが、市町村ごとに農地法施行規則第17条各項の基準に該当する場合、別に設定できることとされております。</p> <p>第17条の各項の、まず第1項は、設定しようとする下限面積未滿の農地を耕作している農家が地域全体の4割を超えている場合、設定できることとされております。第2項は、設定しようとする区域内に耕作放棄地が相当程度存在し、地域の農地の総合的な利用の確保に支障がない場合は、設定区域における農地の保有及び利用状況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積を設定できることとされております。</p> <p>第1項の4割の件ですが、農林業センサスで判断することとなっており、当時の2010年の農林業センサスでは、30アール未滿の農地を耕作している農家は4割未滿であり該当しておりませんでした。なお、最新の2015年の農林業センサスでも4割未滿となっております。</p> <p>浅川町においては、平成28年に前農業委員の皆様にも農地法第3条の規定による下限面積の設定についてご議論いただいた中で、「高齢化が進み、耕作放棄地</p>



	<p>が増えていっている現状からも、今後の新規就農の支障とならないよう町内全域において30アールが妥当」という意見が多く、これが第2項の基準に合致するとし、平成28年3月の農業委員会総会で決定がなされ、平成28年4月の総会以降について適用されているという状況であります。</p> <p>この下限面積については、国からの通知のより1年に1度、修正が必要かどうかの検討をしていくこととなっておりますので、今回の議案で提案させていただきました。議案書の方針にもありますが、平成28年に設定されたばかりで、当時と状況に変化があるとは思われないため、変更の必要はないかと思われませんが、皆様のご審議をお願いしたいと思います。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より議案の朗読および説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第20号について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第20号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積（下限面積）の設定については、30aから変更しないことと決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第20号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積（下限面積）の設定については、引き続き30aとすることに決定いたしました。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。 ないようですので、事務局からお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい。まず次回の総会の日程についてですが、4月17日火曜日午後1時30分を予定しております。</p> <p>それから、今日配布しております年間予定表と農業者年金関係については、木谷より説明をさせていただきます。</p>
<p>木谷主査</p>	<p>はい。お配りしている資料について説明申し上げます。</p> <p>まず30年度の年間予定表ですが、毎月15日前後には農業委員会総会ということで、全農業委員さん、推進委員さんという形になります。基本的に黒字で表記されているものにつきましては例年行われているものになりますが、主なものでいきますと年4回の関係団体との連携会議で6月、8月、11月、2月と予定が入っております。次に農地利用状況調査は、7月から9月の期間に実施したいと思っておりますが、おそらく8月の下旬につきましては平成29年同様、県中農林の方や県農業会議とか県職員が来るかも知れませんが、立会いの下、合同調査を実施する予定とさせていただきます。それから、前期農業委員、推進委員研修会が9月上旬頃かと思えます。後期につきましては、1月下旬から2月</p>

上旬のいずれかで行われるものと思います。9月の総会時には稲作作況調査、11月の上旬には、福島県下農業委員会大会が開催されることになっております。そのような主な年間の予定になっておりますが、赤字のところ、6月中旬ということで秋田県大潟村という形になっておりますが、これは3年に1度農業委員会の視察研修ということで、これまでは福島県下農業委員会大会が終わった後にそのまま1泊して、次の日にどこか視察研修をして帰ってくるというような形で視察研修が行われておりましたが、今回につきましては町長の方から話がありまして、農業委員さんの任期満了に近い時期ではなく、なるべく早い段階でやった方がよいのではないかということで、では平成30年度の予算が3月の議会で通りましたが、今回のこの視察研修につきましては平成30年6月に予定されております。予算の方もとおりましたので、時期は未定ですが6月の議会終了後ということ、こちらは町長も同行するという予定です。詳細については後々お知らせをさせていただきたいと思っております。年間予定の方は以上です。

農業者年金の資料をお配りしておりますが、こちらは農業者年金について町の広報誌などでもお知らせしたこともありまして、町の農業委員会事務局や農業委員さん、推進委員さんに問い合わせがあったりしているというようなことをお聞きしております。農業者年金が平成14年に新制度に変わりましたが、これまでは、あまり農業委員会の方でも十分に周知等がされていなかったということもありまして、浅川町において現在加入者はおりませんが、内容を知って興味がある方について問い合わせをいただいているような状況です。パンフレットを2枚お配りさせていただいておりますが、比較的制度的内容について分かり易いものだと思われましたので、地区の農業者の方から問い合わせがあったときには、こちらを見せていただくなりお渡しして説明をしていただければと思います。主なメリットとしましては、3月の今日まで確定申告が行われておりますが、その税制面で大きな優遇措置があるということで、積んでいただいた保険料は全額社会保険料控除となりますし、農業者年金基金の方で運用された利益に対しても非課税ということになっております。パンフレットには月額2万円で積んだ場合、加入した年齢ごとに試算されたものもごございます。万が一、途中で亡くなれた場合には85歳まで貰えたであろう年金が遺族の方に支払われるという形にもなっております。

地区の農業者の方から問合せなどあった際には推進の方、よろしくお願ひしたいと思います。事務局の方につないでいただければ、事務局の方でも説明にお伺ひしたりもしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

会 長

それでは、以上を持ちまして第9回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立願ひます。礼。ご苦勞様でした。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)